

## 北海道旅客鉄道株式会社 公告第 18 号

◎戦傷病者乗車券引換規則の一部改正について（施行日：令和 5 年 4 月 1 日）

戦傷病者乗車券引換規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 9 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日乗車となるものから適用する。

令和 5 年 2 月 21 日

北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

綿貫 泰之

第 5 条第 2 項第 4 号を以下のとおり改める。

- (4) 特別車両又は寝台車に乗車する場合は、自由席特急料金又は特定特急料金と特別車両料金又は寝台料金及び旅客規則第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急料金の合算額との差額を支払う。ただし、旅客の乗車する日が同条第 1 項第 1 号に定める期間内の日であるときは、所定の特別車両料金(A)又は寝台料金を支払う。

同条同項第 4 号の次に次を追加する。

- (5) 普通急行列車の座席指定車に乗車する場合は、座席指定料金を支払う。